

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 託送料金等の特別措置（拡大）の適用

2020年4月24日
北陸電力送配電株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまには、心よりお見舞い申しあげます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、休業および失業等が発生しており、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、当社は託送料金等の特別措置を講じておりますが（3月19日お知らせ済）、このたび、下記の通り特別措置を拡大することとし、昨日（4月23日）、「託送供給等約款以外の供給条件」および「離島供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日（4月24日）、認可・承認を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 小売電気事業者さま（託送料金）

(1) 対象供給地点

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受け（当該緊急貸付を受けようとしている場合を含む）、かつ、小売電気事業者さまから当社に特別措置適用のお申出をされた供給地点

(2) 特別措置の内容

2020年3月分および4月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日を原則各々2か月間延長[※]し、5月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日を原則各々1か月間延長いたします。

ただし、料金算定日の延長は、料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限ります。

※2020年3月分および4月分の各料金の料金算定日を更に1か月間延長

(3) お問い合わせ先

北陸電力送配電株式会社ネットワークサービスセンター
076-403-6219（専用回線）

※受付時間 平日9時～12時、13時～17時

2. 離島のお客さま（離島の電気料金）

(1) 対象お客さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受け（当該緊急貸付を受けようとしている場合を含む）、かつ、一時的に電気料金の支払いに困難を来し、当社に特別措置適用のお申出をされたお客さま

(2) 特別措置の内容

2020年3月分および4月分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を原則各々2か月間延長[※]し、5月分の電気料金の支払期日を原則1か月間延長いたします。

ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日（検針日）が2020年3月19日以降となるものに限ります。

※2020年3月分および4月分の電気料金の支払期日を更に1か月間延長

(3) お問い合わせ先

（離島供給に係る業務委託先）

北陸電力株式会社お客さまサービスセンター

（フリーダイヤル 0120-540321）

※受付時間 9時～19時（日曜・祝日を除く）

以 上